

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三田市長 田村 克也

市町村名 (市町村コード)	三田市 28219
地域名 (地域内農業集落名)	本庄 (洞)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月28日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後、集落内の農業者の高齢化が進む中、担い手の確保が難しく、持続可能な農業を維持することが課題です。農業従事者の高齢化のため、担い手不足が進行しつつあり、後継者の確保が課題です。収益性の悪化により、農業を維持することが困難となってきています。担い手の高齢化も進んでいることから、さらなる農作業の省力化が求められます。今後は他地域の農業経営者(法人、認定農業者など)との連携が必要です。若者が地域に定住せず、兼業農家の減少が進んでいます。洞農会内での農業者の維持継続は困難である為、他の地区の農業者の新規参入が必要です。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新規就農者導入をすすめていきます。
若手農業者への経営移譲を視野にいれていきます。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 担い手への農地集積を進めます。
(2)農地中間管理機構の活用方針 地域計画策定後は農地バンクを利用して農地の賃貸借を進めます。 地域計画策定後は農地中間管理機構を利用して農地の賃貸借を進めます。
(3)基盤整備事業への取組方針 ほ場整備事業が実施済みであるため、基盤整備事業の取り組みは考えていません。 今後必要となることは理解はしているが、農地所有者等の理解を得て検討をしていきます。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 地区外の新規就農者や担い手の受け入れを検討します。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現状は未定です。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--